

石狩市次世代育成支援計画 (骨子案)

平成 16 年 10 月
石 狩 市

第1章 計画の概要

■ 計画の目的 ■

この計画は、平成15年度に次世代育成支援対策推進法の制定及び児童福祉法が改正され、国の少子化対策の重要施策として各市町村に行動計画の策定が義務付けられました。このことを踏まえ、石狩市は従来の児童福祉計画を継承しつつ、様々な分野が協力・連携し、地域社会全体で支えあい、すべての家庭が安心して子育て子育てができる環境づくりを目的としています。

■ 計画の位置づけ ■

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づいた「行動計画」であり、本市の地域福祉計画、障がい者計画、母子保健計画、保育計画、教育プランと整合された計画です。

次世代育成支援対策推進法「第 8 条第 1 項」(平成 15 年 7 月成立)

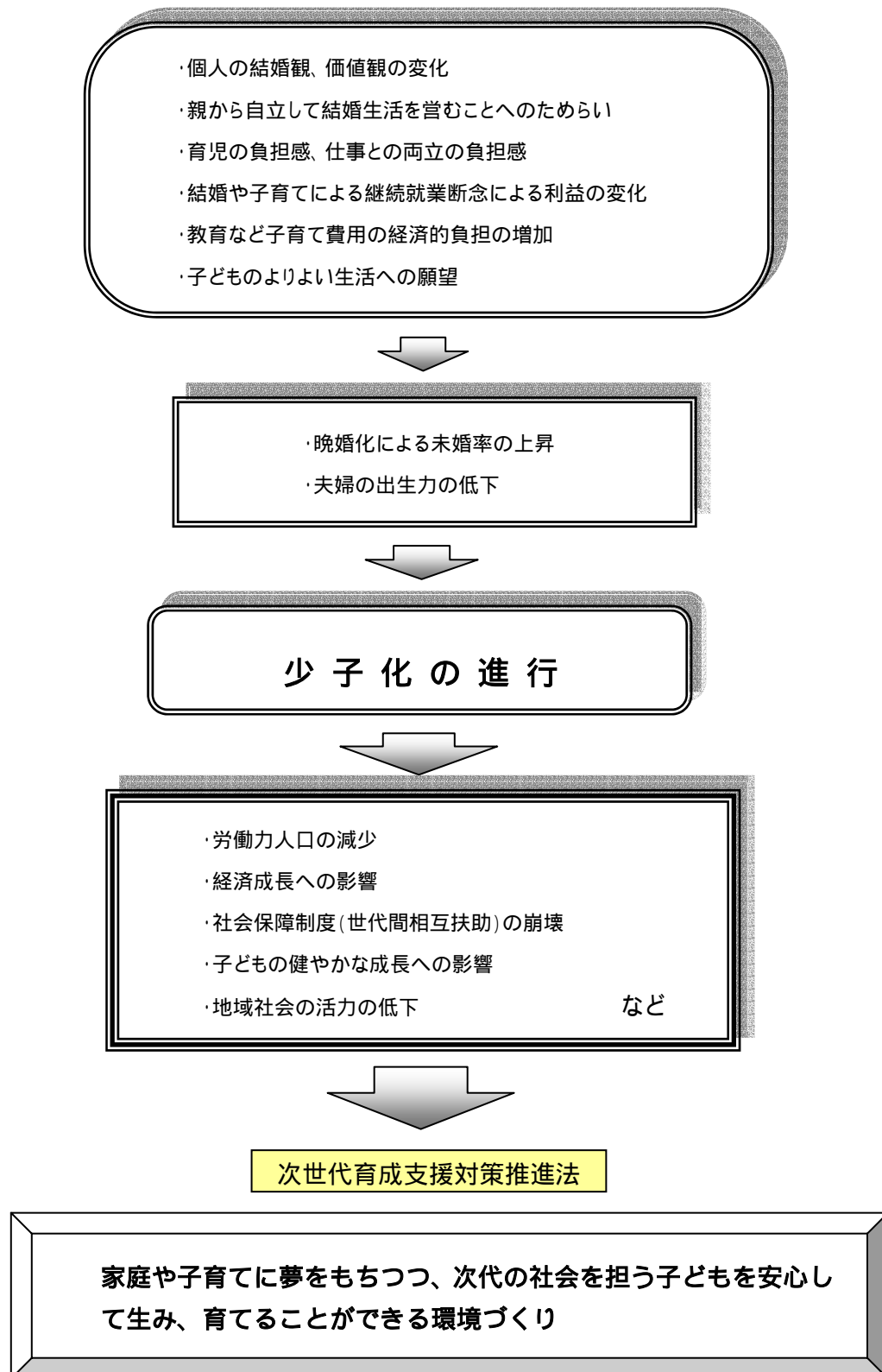
■ 計画の期間 ■

この計画は、次世代育成支援対策推進法による 10 年間の時限立法の計画であり、平成 17 年度から平成 26 年度までの期間となりますが、必要に応じて弾力的に改定が行えることから前期 5 カ年・後期 5 カ年の計画となります。

平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
前期 5 年計画									
					後期 5 年計画				

第 2 章 計画の基本的な考え方

■ . 計画策定の背景 ■





■ 出生数と合計特殊出生率 ■

	石狩市				北海道	全国
	人口	出生数	出生率 (人口1千人対)	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率
年	52,074	416	8.0	1.40	1.37	1.50
平成7年	52,212	368	7.0	1.21	1.31	1.42
平成8年	53,660	369	6.9	1.17	1.30	1.43
平成9年	54,012	392	7.3	1.23	1.27	1.39
平成10年	54,428	384	7.1	1.15	1.26	1.38
平成11年	54,806	354	6.5	1.06	1.20	1.34
平成12年	55,480	414	7.5	1.19	1.23	1.36
平成13年	55,578	393	7.1	1.11	1.21	1.33
平成14年	55,805	394	7.1	1.10	1.22	1.32
平成15年	56,023	414	7.4	1.14	1.20	1.29

資料：住民基本台帳（各年9月末現在） 人口動態統計（各年12月31日現在）
石狩市の合計特殊出生率は、健康づくり課保健活動計画書による。

（１）国の動向

わが国では急速に少子高齢化が進んでいます。少子化は、結婚や育児、家庭や地域、生き方や働き方など、個人の考え方が多様になり、さまざまな要因が複雑に絡み合っ
て起こっていると考えられます。

合計特殊出生率は昭和49年以降低下しはじめ、平成2年にはいわゆる「1.5ショック」（平成元年の合計出生率が昭和41年（ひのうえうま）の1.58を下回る）が起
こりました。その後、国では子育てと仕事の両立支援を中心に、子どもを生みたい人
が生み育てやすいようにするための整備に力点が置かれ、様々な対策が実施されてき
たところです。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、将
来、少子化の要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」（平成15
年の合計特殊出生率1.29）という現象が見られ、現状のままでは、少子化は一層進行
するものと予想されます。

急速な少子化は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。



(2) 石狩市の動向

石狩市の高齢化率は、国立人口問題研究所の将来推計人口と比較しますと平成 16 年では、全国が 19.4%に対して 3 ポイント低い 16.4%で、年少人口は、全国が 14.1%に対して 0.3 ポイント低い 13.8%となり、平成 21 年では高齢化率は全国が 22.2%に対して 2.3 ポイント低い 19.9%となり、年少人口は、全国が 13.5%に対して僅かですが 0.2 ポイント多い 13.7%となる見込みです。

出生数・合計特殊出生率は、全国・北海道よりも低く推移され、札幌市と隣接していることもあり都市部と同じ現象が見られます。

これは、石狩市が昭和 50 年代から石狩湾新港や札幌市のベッドタウンとして宅地開発が進み、比較的若い世代が多く入居したことやバブルショック以降も鈍化傾向がありますが働き盛り世代の転入が多いことが要因と考えられます。

しかし、旧市街地や農村地域では特に少子高齢化が進み、また、花川北・南地区の住宅団地では核家族化も進行しております。

石狩市の児童数は、平成 16 年で 18 歳未満は約 9,800 人おり、就学前児童数は約 2,800 人、小学校児童数は約 3,300 人、中学校生徒数は約 1,700 人です。

この内、就学前児童を見ますと約半数の児童が幼稚園・保育所等に通っており半数の児童が在宅にいる状況です。

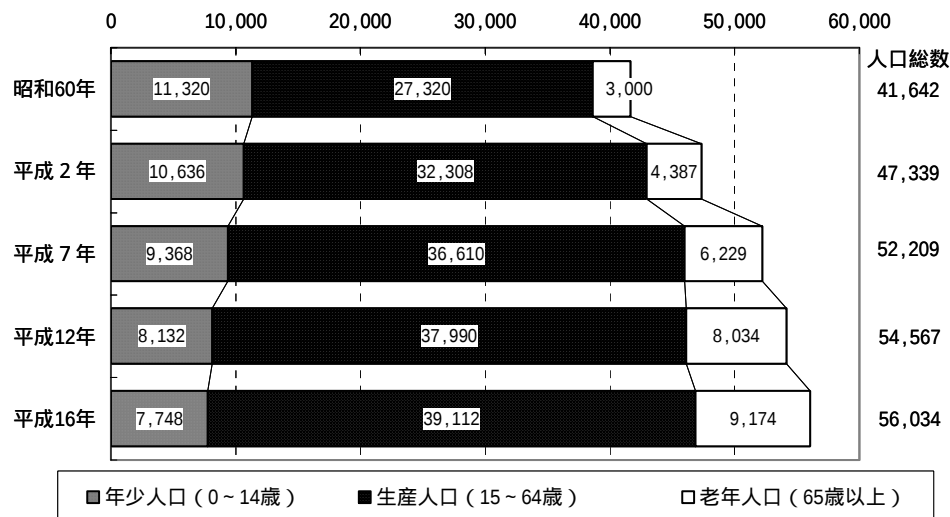
今後、少子化や核家族化が一層進行しますと、家庭、地域の活力の低下による子育ての負担・不安・孤独感が増し、また、あすを担う子どもたちにとって、こども同士の遊びや異年齢などとのふれあい体験などの減少により心身ともに健やかに育むことへの影響が懸念されます。

■ ．石狩市の現況 ■

- 1 人 口 動 態

（１）総人口の推移

石狩市の総人口は年々微増傾向にあります。また年齢構成に着目すると、65 歳以上人口割合（高齢化率）は年々増加傾向にある一方で、15 歳未満人口割合（年少人口割合）は年々減少傾向にあることから、高齢化が着実に進展している状況にあります。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

（２）世帯数の推移

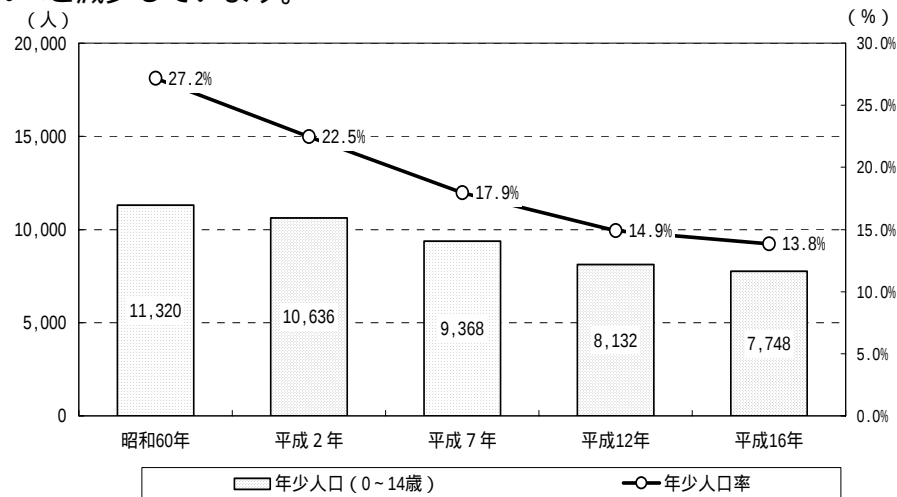
世帯数については、昭和50年から55年の5年間で4,378世帯から9,633世帯と120.0%も激増した以降は、緩やかに増加しています。また、1世帯当たりの人員数は、昭和50年が3.7人に対し、平成16年は2.6人となり、核家族化の傾向も急激に進行しています。

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
人 口	16,212	33,599	41,642	47,339	52,209	54,567	56,034
対 前 回 比	—	107.2	23.9	13.7	10.2	4.5	2.7
世 帯 数	4,378	9,633	11,855	14,125	16,547	18,688	21,787
対 前 回 比	—	120	23.1	19.1	17.1	12.9	16.6
1世帯当たり人員	3.7	3.5	3.5	3.4	3.2	2.9	2.6

資料 国勢調査資料 平成16年は住民基本台帳4月1日時点

(3) 年少人口率の推移

年少人口は、平成16年4月1日時点で7,748人であり、昭和60年と比較すると約3,600人の減少となっています。また、年少人口率についても27.2%から13.8%へと減少しています。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

(4) 転入・転出状況

転入・転出による人口移動状況は、札幌市が他の市町村に比べ圧倒的に多くなっています。

(単位：人)

	年		年		成7年		0年		13年	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
総数	3,277	2,307	3,478	2,405	3,157	2,655	2,902	2,452	2,705	2,555
圏域内計	2,099	1,470	2,353	1,448	2,166	1,815	1,951	1,542	1,777	1,725
札幌市	1,889	1,258	2,136	1,218	1,991	1,545	1,712	1,323	1,555	1,531
小樽市	49	29	53	24	37	42	74	44	73	37
江別市	43	75	45	62	47	86	38	53	35	48
千歳市	24	24	28	33	20	26	36	48	36	25
恵庭市	25	26	21	18	10	18	14	22	21	20
北広島市	20	22	22	18	12	24	28	16	14	29
当別町	29	23	27	44	25	47	19	22	24	26
新篠津村	2	2	—	7	1	7	6	1	1	2
厚田村	15	7	20	22	119	15	13	10	18	6
浜益村	3	4	1	2	4	5	11	3	—	1
圏域外道内計	816	450	786	532	672	489	601	489	591	391
所要8市	330	202	318	280	281	222	239	243	237	175
その他の市	199	97	189	100	168	121	138	103	161	70
その他の町村	199	97	189	100	168	121	138	103	161	70
道外計	362	387	339	425	319	351	349	421	337	439
東北圏	32	43	29	52	40	45	54	49	38	49
関東圏	218	260	209	278	191	196	176	251	176	263
近畿圏	20	24	23	25	26	32	31	24	19	29
その他	92	60	78	70	62	78	88	97	104	98

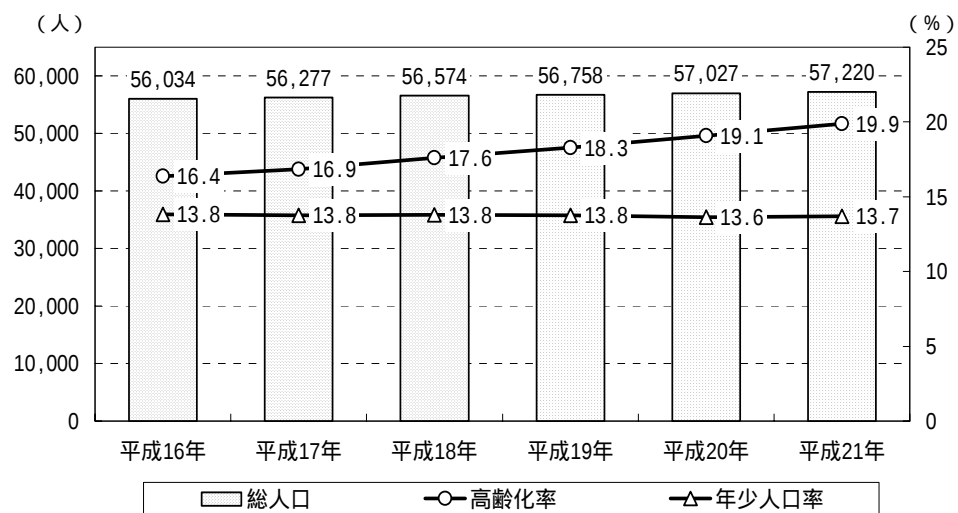
資料：石狩市統計書平成14年版



- 2 石狩市の将来推計人口

(1) 人口推計

計画目標年次である平成21年までの将来推計人口によると、本市の人口は今後も、微増を続けることが見込まれます。また、65 歳以上の高齢者人口割合は着実に増加する一方で、15 歳未満の年少人口割合はわずかながら減少傾向に歯止めがかかるものと思われます。



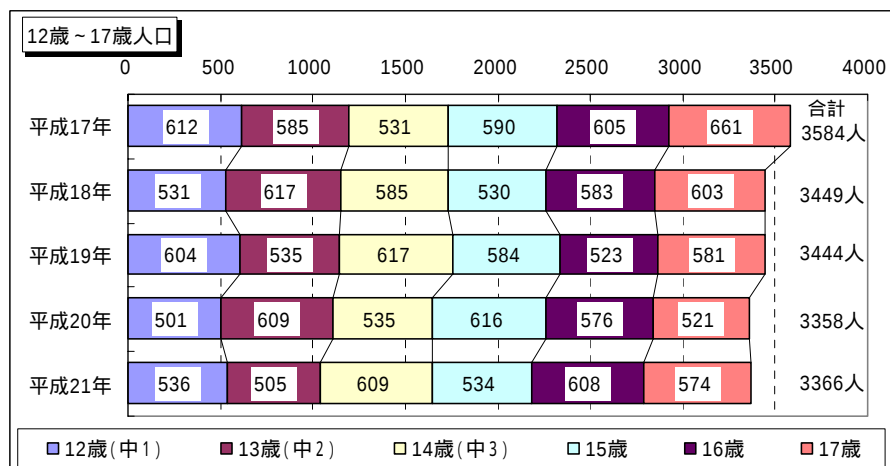
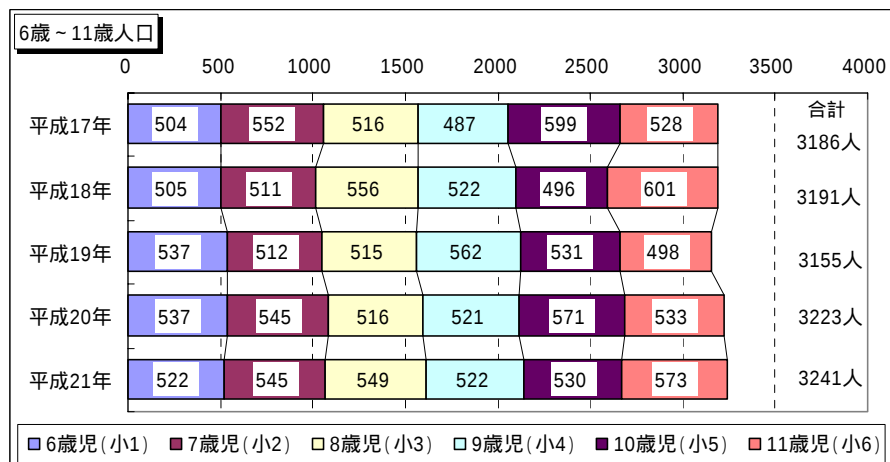
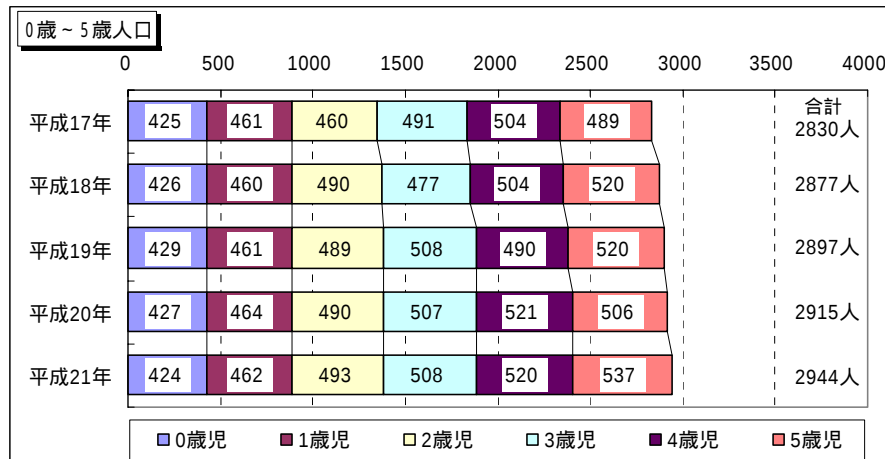
資料：住民基本台帳

(注) 1.平成16年は住民基本台帳人口(4月1日現在)

2.平成17年から平成21年はコーホート変化率法により推計(各年4月1日時点)

(2) 平成17年～21年の推計児童人口

少子化は進行しており合計特殊出生率も年々落ち込んでいます。しかしながら、樽川、明乳、緑苑台地区の宅地開発に伴い児童数が増加しています。平成21年度までの推計では平成16年度の実児童数から161人増えると予測されます。





■ . 計画の基本的な視点 ■

本計画は、子育ては親や家庭が責任を有するという基本的な認識のもとに、子育て家庭や子育てのための環境づくりを、次の5項目を基本とし策定及び実施します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が尊重されるよう配慮し、子どもたちが誰からも愛されて成長できる施策を推進します。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは身の回りを見つめ、社会のルールを身につけ豊かな人間性を育みながら社会に自立します。次代の社会を担う子どもが健やかに育むための施策を推進します。

(3) すべての子どもと家庭へ支援する視点

子育てと仕事の両立支援はもとより在宅の子育て家庭にも支援し、すべての子どもと家庭が安心・安全に子どもを生み育てることができる施策を推進します。

(4) 地域などが支え合い支援する視点

子どもや子育て家庭が暮らす身近なところで、支えられているという実感がもてるよう、地域の人材、子育てサークルや NPO 法人などを支援しながら協働による子育てにやさしい施策を推進します。

(5) サービスの視点

子育て家庭の多種多様なニーズに応え、適切なサービス量や質の向上、適切な情報提供などの整備を推進します。

第3章 計画の基本理念、基本目標

■ 基本理念 ■

こどもの夢と生きる力を育み、すべての市民が共に支え合うまち

あすを担うすべての子どもが心身ともに健やかにたくましく育むために、子育て家庭の「自立」、地域などで支え合う「共助」、国や市が担う「公助」の取組みで、すべての家庭が安心して子育て子育てができる環境を築きます。

■ 基本目標 ■

1. すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近で、いつでも利用できる相談支援体制を地域や NPO などと共創しながら整備するとともに、わかりやすく利用しやすい適切な情報提供や男女が協力しあい子育てに喜びがもてる各種支援サービスを充実し、子どもと子育て家庭を相互支援します。

2. 人にやさしく自分にやさしい子どもの人づくり支援

あすの担い手・親である子どもの豊かな人間性や思いやりなどを育み、「生きる力」を伸長することができるよう、家庭・地域社会・学校が連携・協力を深め、親子とのふれあいの機会の充実、子どもの遊びを通じての仲間づくりや居場所づくり、地域の人材などの資源の有効活用を推進するとともに、スポーツ・文化・多様な体験活動の機会を充実し、子どもの心身の健やかな成長を培う環境づくりを推進します

3. 子どもと家庭の健やかな成長への支援

すべての子どもと家庭の健康の確保及び増進に向け、保健・医療・福祉及び教育などと連携し、妊娠・出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保及び育児負担などを軽減する相談・指導体制の充実や子どもや家庭の発達段階に応じた正しい知識等の普及・啓発を推進します。



4．子育てを支援する生活環境づくり

安心して子どもを生み、育てやすい生活が営まれるよう住宅及び居住環境の整備や子ども・子ども連れの親等すべての人が安心して遊び、外出などができるよう公園等の整備、公共施設等のバリアフリー化の整備を推進します。

また、子どもを犯罪・事故等に「遭わない・させない」まちづくりを進めるために、地域住民・学校関係者・関係団体・警察等とのネットワーク化を推進します。

5．支援が必要な児童・家庭への取組み

すべての子どもの健やかな心身の成長や自立に重大な影響を及ぼす虐待などの社会的背景は多岐にわたることから、福祉・医療・保健・教育・警察などや地域の関係機関のネットワーク化を強化し、予防、早期発見・対応、自立に至るまでの総合的な支援を取組みます。

また、離婚などが増加するなか、厳しい生活状況にある母子家庭等の自立にむけ、適切に支援します。

6．児童の権利に関する条約の普及・啓発

子どもの基本的人権の尊重の促進を目的とする「子どもの権利条約」に基づき、子ども一人ひとりの権利を守り育むため、子どもの主体的な社会活動等を推進し、子どもの権利を擁護する普及啓発活動を推進します。

第4章 基本施策、個別事業

■ ．すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援 ■

少子高齢化、核家族化の進行、また、地域社会の連帯感の希薄などにより、家庭や地域の子育て「力」が低下してきています。

さらに、女性の社会進出が定着し、共働き世帯の増加や近年の社会経済情勢の変化などにより就労形態や就労環境も多種多様化してきています。

このような状況のもと、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、「ゆとり」等がなくなり子育ての心理的負担感、不安感が増大しています。特に、在宅の子育て家庭は、さまざまな悩みや不安などにより孤立化する傾向にあります。

石狩市は既存の公的施設を有効活用し、地域にある社会資源と共に、支援体制を創り、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期を、「親と子の育ち」・「家庭の自立」へと支援します。

(1) 身近な地域での相談支援体制の整備

身近な場所で、いつでも気軽に相談や指導を受けることができ、子育てに関する適切な情報提供などの機能体制を充実します。

個別事業

身近で相談・援助などが受けられる体制づくり

- ・ 保育所、児童館、幼稚園などでの相談・支援事業「こどもBOX」
- ・ 乳幼児開放事業の拡充

子育てに関する情報の一元化・総合相談支援窓口の整備

- ・ 子育てに関する窓口の一元化
- ・ 子育てガイドブックなどの充実
- ・ 子育てカレンダー等の一括した情報発信

地域子育て支援センター事業の充実

- ・ 心のケア事業の実施

子どもに関する支援サービスの拠点づくり

- ・ 子ども支援センター事業

(2) 在宅の子育て家庭への支援

従来の施設中心の支援から、すべての子育て家庭を基本とし、特に在宅の子育て家庭の育児負担感・孤立感などが高いことから、これらを軽減するため、安心して生み育てることができるよう支援体制を充実します。

個別事業

在宅での子育てを支援する体制の整備

- ・ 育児支援家庭訪問事業の実施（産後支援ヘルパー派遣）
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業の拡充
- ・ 子育てスタッフ事業

(3) 地域の子育て支援サービスの充実

コミュニティサポートとして、安心して子育てができるよう、地域の子育てサークルや NPO 法人等を支援しながら協働で事業展開します。さらに、高齢者とのふれあいなどを通し、共に生き生きしたまちづくりを進めます。

個別事業

地域の育児支援団体や NPO 法人への支援

- ・ NPO 法人等への助成事業
- ・ 地域子育て支援事業

地域サポーターの養成

- ・ 子育てサポーター養成事業

子育て支援ネットワークづくり

- ・ NPO 法人を核とした子育て支援拠点センターの創設
（子育てコーディネート事業）

（４）保育サービスの充実

すべての子どもと子育て家庭の「児童・家庭福祉」の増進の視点から、さまざまな関係機関と連携し、地域ぐるみで子育て支援を進めるため、その中心的な役割を担っている幼稚園・保育所の多様な保育体制の整備を進めます。

また、幼稚園と保育所相互の多機能化や子どもを主体とする保育などの資質の向上に努めます。

個別事業

多様化する保育ニーズの体制整備

- ・ 認可保育所の整備事業
- ・ 延長保育事業の見直し（開所時間等）
- ・ 一時保育事業の拡充
- ・ 休日保育事業の実施
- ・ 病後児預かり保育事業（派遣型）

幼稚園・保育所の資質の向上

- ・ 年間保育計画の公表、情報提供
- ・ 教育・保育士の研修

幼保一体化の研究

- ・ 幼稚園・保育所との多機能化に向けての検討

民間保育所等の支援

- ・ 無認可保育所への助成や資質向上の指導・助言

効率的な保育所の運営

- ・ 保育所の適正配置・入所数の整備

障がい児保育の充実

- ・ 複雑化する障がい児保育の向上にむけた整備

（５）仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出の定着や社会経済の変化により、共働き世帯が増加しているなか、子どもの健やかな育ちと多様化する就労形態の保護者を支援するため、弾力的な特別保育を充実します。

また、性別による役割分担や職場優先の意識が根強いなか、男女が平等な立場で共に子育てに参加する意識の浸透や事業所などに雇用環境の改善に向けた啓発活動を行います。

個別事業

男女共同による子育ての推進

- ・ 男性の働き方の見直し等のセミナーの開催

子育てを支援する就労づくり

- ・ 事業所等への育児支援制度の周知、啓発
- ・ 児童会等の充実
- ・ 特別保育事業の充実

（６）経済的負担への支援

子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、乳幼児・母子家庭等医療費などの助成制度や保育料の軽減、幼稚園の就園奨励費などの各種制度を継続します。さらに、費用負担のあり方について検討するとともに、国や北海道の制度についての改善を求めています。

個別事業

児童手当・乳幼児医療費等の助成

- ・ 児童手当助成事業
- ・ 乳幼児医療費の助成事業

幼稚園等の奨励費など各種制度の実施

- ・ 就園奨励費、就学援助等の助成事業

費用負担の在り方

- ・ 利用者負担のあり方の検討

■ ．人にやさしく自分にやさしい子どもの人づくり支援 ■

近年、社会問題となっている育児不安や児童虐待、いじめ、さらに少年犯罪の増加の背景の一つとして、急速に進む社会変化や少子高齢化・核家族化により家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

次代の担い手・親となる、すべての子どもが個性豊かに生きる力を培うために、地域や家庭と学校との連携協力を進め、さらに幼稚園や保育所など、幼少からの成長過程に応じた教育活動、教育環境づくりを推進し、地域社会と共に育みながら教育力の総合的向上に努めます。

(1) 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

少子化や核家族化、さらに地域社会との関係の希薄化などにより、子育て家庭及び児童生徒の孤立が進むなか、子ども一人ひとりが様々な人々と関わりながら生涯にわたる人間形成の基礎を培い、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるための取り組みを推進します。

個別事業

幼児教育の充実

- ・ 地域や父親を取り込んだ家庭教育学級の開催
- ・ 幼児教育のあり方の研究
- ・ 幼稚園、保育所等と小学校教員との交流研修

豊かな心と健やかな体を育む教育

- ・ 福祉、環境、道德教育の推進
- ・ 親子のふれあいの場の創出
- ・ 男女共同参画社会の普及
- ・ 体験型学習や体験型社会見学等の充実
- ・ 読書の普及

スポーツ・文化活動の支援

- ・ スポーツ、文化、芸術活動の指導者の養成、普及
- ・ 観戦、鑑賞機会の充実

（２）地域・家庭・学校との連携体制づくり

家庭や学校と地域社会全体が相互に連携し、安全で安心できる教育環境や地域の教育資源の活用等により心豊かな児童生徒の育成に取り組みます。さらに、幼児期・小学校・中高生へと円滑に移行できるよう連携の在り方等を研究します。

個別事業

子どもの健やかな育成の推進

- ・ 地域サポーターの養成・活用（世代間交流等）
- ・ 育成協議会等の活性化

教育環境に沿った連携の在り方

- ・ 幼稚園、保育所、児童館等と小学校・中学校との持続のあり方

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実はもとより、地域社会で支えあい自立した生活が歩めるよう、各分野が連携した取組みを推進していきます。

個別事業

特別支援教育体制の整備

- ・ 医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実
- ・ 児童デイサービス事業
- ・ 地域と連携した社会参加を促進する取組み

■ ．子どもと家庭の健やかな成長への支援 ■

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が望まれます。妊娠期は心身の急激な変化に伴う負担や不安、出産や育児に対する不安が生じやすく、また、出産後には子育てにおける身体的・精神的負担も増大します。

安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスの充実を図るとともに、次代の親となる子どもの健康づくりの取組みなど、子どもや家庭の健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

（１）妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

出産や育児に関する相談や情報提供・親同士の交流の場を設けるなど安心して出産できる環境づくりに努めます。また、疾患を有した妊婦や若年・未婚などハイリスク妊婦への支援を充実します。

個別事業

妊婦・出産の健康支援

- ・ 妊婦に対する相談支援の充実
- ・ マタニティコースの充実
- ・ 産後の母親の精神的負担の軽減
- ・ 妊婦健康診査要指導者等への支援

（２）子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

訪問指導や健康相談などの実施により、きめ細やかな情報提供・相談指導を行い育児不安の軽減に努めます。また、親の心身のストレスを把握し、早期に支援することで虐待などを予防し、子どもの心の健やかな成長を促します。石狩市は、子育て中の転入者が多く、地域とのなじみが薄い人が多いことから、子育ての孤立化の防止に交流の場を設たり、子育て支援センター等の活用を啓発していきます。

個別事業

育児相談・指導の充実

- ・ 育児相談機関や子育て支援サービスの周知
- ・ 保健相談、育児教室の充実
- ・ 乳幼児健診体制の充実
- ・ 虐待の早期発見、予防

(3) 小児保健医療水準の維持・向上

子どもの健やかな成長、健康な身体づくりを支援します。そのために健診の受診率向上や事後指導の充実が必要です。また、事故防止の啓発や救急時の対応に関する指導、医療機関に関する情報提供を行います。

個別事業

健康診査及び事後支援体制の充実

- ・ 乳幼児健診未受診者への対応
- ・ 健診事後指導の充実
- ・ 発達に不安がある児への支援

予防接種の普及

- ・ 指導の徹底及び啓発

歯科保健の推進

- ・ 歯科相談、検診の充実

事故防止対策

- ・ 事故防止の普及啓発及び指導

(4) 食育の推進

近年、生活習慣病等が増大する中で、生涯にわたり健康な生活を送るためには、子どものころから食事に配慮する習慣をつけることが大切になります。家庭、学校等での食育を推進し、健全な食生活が営めるよう支援していきます。

個別事業

適切な食生活・食習慣の形成

- ・ 食生活に関する正しい知識の指導、啓発
- ・ 健診での栄養指導の充実

(5) 思春期保健等の充実

若年の妊娠中絶者の増大、性感染症等の増大を背景として、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが大切になってきています。

喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、心と体の健康づくりを支援します。また、思春期問題等の取組みに相談体制を整備します。

個別事業

性に関する健全な意識の涵養

- ・ 性や感染症予防等に関する正しい知識の普及

薬物等や喫煙防止の推進

- ・ 薬物乱用防止、禁煙の普及、啓発

思春期の子ども心の健康

- ・ 心の相談支援コーナーの設置

■ 子育てを支援する生活環境づくり ■

子どもや高齢者をはじめ、すべての人に安全なまちづくりのために、公園、道路等のバリアフリー化等、安心して生活できるよう環境整備を推進します。

また、子どもたちが犯罪や交通事故等に巻き込まれることのないよう、警察、関係機関、地域などが協力・連携し、子どもや子育て家庭の安全・安心なまちづくりを推進します。

（１）子育てに配慮したまちづくりの推進

まちづくりに、子どもにやさしい居住環境の整備に取り組み、公営住宅の入居基準の見直し等をはじめとして、余裕を持って子育てができるよう環境整備を行っていきます。また、良質な住宅環境が確保できるよう開発事業者等に指導・啓発を行います。

個別事業

住居環境の整備

- ・ 公営住宅の入居基準の見直し（多子世帯等の優先入居等）
- ・ 市街地開発事業等の子育て支援施設等整備の普及、啓発

（２）子どもや子ども連れ親等の安全・安心なまちづくり

妊産婦、子ども連れの親をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、公共機関、公共施設などにおけるバリアフリーはもとより、民間事業等への指導・啓発を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

個別事業

ユニバーサルデザインによる公的施設の整備

- ・ 公園、道路、公共施設の整備
- ・ 事業者等に子ども連れ親等に配慮した施設整備の指導、啓発
- ・ 防災等の避難体制等の周知活動

子どもたちの居場所づくり

- ・ （仮称）こどもワールド整備事業

(3) 子どもたちを犯罪から「守る・させない」体制の整備

子どもを狙った犯罪や子どもの問題行動等が増加しています。子どもたちを犯罪の被害に遭わない、問題行動等をさせないまちづくりを進めるためには、より多くの人たちによって子どもたちを見守っていかねばなりません。そのためには、地域社会全体で連携を強化し、防犯に関する普及・啓発活動を行い、犯罪等の防止・撲滅に努めます。

個別事業

子ども等を犯罪等から守る活動の推進

- ・ 地域、関係機関、学校、警察等の連携強化
- ・ 「子ども１１０番」ボランティアの推進
- ・ 犯罪、いじめ等をさせないための周知、啓発
- ・ 地域、学校等への情報提供の迅速化
- ・ 町内会等との連携による道路、公園等の防犯活動

有害図書・情報の排除にむけた啓発活動

- ・ 書店、コンビニエンスストア等への有害図書等の啓発
- ・ 地域、関係機関、ＰＴＡ等との連携による有害情報等の啓発

■ ．支援が必要な児童・家庭への取組み ■

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待の増加や様々な問題は、子どもへの権利侵害が多岐にわたり深刻化しています。

すべての児童の健やかな心身の成長や支援を必要とする家庭の社会的自立を促していくために、福祉・医療・保健・教育・警察や地域と関係機関などが協力・連携した総合的な支援を行います。

（１）児童虐待防止対策の充実

核家族化などを背景として、子育てそのものへの不安感や負担感を抱えている子育て家庭が急増しています。児童虐待は特殊なことではなく、誰にでも起こりうる身近な問題となっています。石狩市は、こども相談センターの相談・支援体制の機能強化や虐待防止ネットワークの確立、関係する職員等の研修を充実し、虐待の予防・防止や早期発見・対応等、子どもと家庭へ円滑に支援ができるよう取組みます。

個別事業

こども相談センターの充実

- ・ 児童家庭の相談、支援体制の充実
- ・ 児童虐待防止ネットワークづくり
- ・ 研修等の充実

（２）ひとり親家庭の自立支援

離婚の増加等で、母子家庭やひとり親家庭の環境の子どもが増えている中、この子どもたちを健やかに育むため、安心して子育てができ、自立した生活ができるよう、日常生活支援、経済的支援、就労づくり等を支援します。

個別事業

ひとり親家庭日常生活支援

- ・ 母子家庭等日常生活支援事業
- ・ 母子家庭等への各種支援制度の周知
- ・ 母子家庭の就労づくり

ひとり親家庭の経済的負担の軽減

- ・ 児童扶養手当、医療費助成事業

(3) 児童等の自立支援の整備

不登校等の少年の問題行動が複雑化・深刻化しています。これらを抱えている子どもや家庭の様々な悩みなどを、家庭・学校・関係機関が連携し、早期発見・対応や気軽に相談等できるような体制を整備し、子どもや家庭の自立にむけ支援します。

個別事業

不登校などへの支援体制の整備

- ・ 「ふらっとくらぶ」の体制整備
- ・ 早期発見、予防等に関するカウンセリング等の充実

■ ．児童の権利に関する条約の普及・啓発 ■

子どもたちが主体性や社会性をもって自主的に活動することができる機会を多く設け、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」に関する普及・啓発活動を進めるとともに、児童生徒等の社会参加を支援していきます。

（１）子どもの社会活動・地域づくりへの支援

地域社会の子どもの減少や急速に進むIT化などで、遊びを通じての子ども同士の交流や異年齢交流などの減少で人間関係を築く機会が少なくなり、社会の一人としての自覚や社会性が希薄してきています。

子どもたちの豊かな人間性などを健やかに育むために、地域の人材やNPO、地域ボランティア、町内会などと連携協力し、子どもたちの自主的な参加活動や様々な体験活動ができるよう体制づくりを整備します。

個別事業

地域やNPO法人等の協力による地域活動・参画

- ・ ボランティア活動やNPOを活用した社会参加・参画
- ・ 児童館等の中高校生等への開放事業

人材の育成

- ・ 子どもリーダー（ジュニアリーダー）の育成
- ・ ボランティアの発掘、育成

（２）子どもの権利に関する条約の推進

「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、その趣旨を踏まえ、子どもたちが自らもつ可能性を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。

個別事業

子どもの権利に関する条約等

- ・ 子どもに関する権利条約等の広報・啓発